

厚生労働省



番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設
厚労02	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労03	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労04	公害防止用設備に係る特例措置の延長
厚労05	公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設
税 目	法人税、所得税、法人住民税、事業税
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、④、⑥、⑧及び⑩に課題があり、その中でも点検項目④将来の適用数等、⑥将来の減収額及び⑧将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設
2	対象税目	(国税2)(法人税:義、所得税:外)(地方税3)(法人住民税、事業税:義) 【新設】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は進めていく必要がある。このような中で、都道府県で策定された地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携などに資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を創設する。</p> <p>○特別償却又は税額控除制度の選択適用 ○不動産取得税及び固定資産税の軽減措置</p> <p>※ 現在消費税が非課税とされている介護サービスや障害福祉サービスについても、医療機関の設備投資に関する特例との整合性を踏まえ、対応を検討する必要がある。(消費税法第6条、消費税法施行令第14条)</p> <p>《関係条項》 —</p>
4	担当部局	厚生労働省医政局総務課、老健局老人保健課、障害保健福祉部障害福祉課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月      分析対象期間:—
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成28年度に要望
7	適用又は延長期間	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本特例措置の創設により、医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成26年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月以降、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定める「地域医療構想」を都道府県が順次策定しているところ。 今後、人口構造の変化等に対応し、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、「地域医療構想」に基づき、病床の機能分化・連携を進めていくこととされている。 控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、都道府県で策定された地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携など、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は着実に進めていく必要がある。</p>

		<p>【参考】平成28年度税制改正大綱(平成27年12月16日 自由民主党・公明党) (抄)</p> <p>第三 検討事項</p> <p>8 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながるため、当該措置は有効である。</p>
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>—</p> <p>② 減収額</p> <p>—</p> <p>③ 効果・税収減是認効果</p> <p>《効果》 —</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながる。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>医療機関における設備投資の拡大を通じ、質が高く効率的な医療を提供するという目標のためには、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。</p> <p>また、対象物は一定金額以上のものに限定しているために、政策目的の実現手段として妥当なものとなっている。</p> <p>医療機関が利用できる設備投資促進税制として、取得価額500万円以上の一定の医療機器を対象とした特別償却制度がある。</p> <p>また、独立行政法人福祉医療機構は、民間金融機関が融資しない場合、建築資金に対して低利融資を行っている。</p> <p>—</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月



点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
税 目	法人税、所得税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ること、地域において良質かつ適切な医療を提供）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
本措置は、医学技術の進歩に応じた、多種多様な高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進し、地域において良質かつ適切な医療が提供されることを目標としていることから、数値等により目標及びその達成状況を示すことは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数及び適用額（法人税）について、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
別添のとおり。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
本措置の対象となる医療機器の種類や価格が多岐にわたるうえに、医療機関の診療科等により導入する機器も異なるため、予測も困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人税）について、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
別添のとおり。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
本措置の対象となる医療機器の種類や価格が多岐にわたるうえに、医療機関の診療科等により導入する機器も異なるため、将来の減収額を予測することは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の効果（平成27年度）が把握されていない。
② 過去の効果（平成24年度から26年度まで）について、「「業事高生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」より推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
③ 過去の効果（平成24年度から26年度まで）について、「租税特別措置の実績の把握が困難なため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額を記載」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
④ 達成目標（医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ること、地域において良質かつ適切な医療を提供）に対する効果の寄与について、「租税特別措置の実績の把握が困難」とし、「租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額」を用いて説明されているが、当該国内出荷額が達成目標とどのような関係にあるのか説明がなく、当該国内出荷額によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、貴省が本特例措置の実態について四病院団体協議会を通じて調査した結果等も踏まえ、本特例措置により導入された高額医療機器数等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。
【厚生労働省の補足説明】
①から②について 別添のとおり。なお、27年度については、データがないため把握が困難。
③について 医療用機器は患者の病巣発見、診断・治療の正確性・精度、さらには患者の生命に直結するものであり、医療機関にとっては必要不可欠なものであることから、アンケート等により本措置がなかった場合と比較することは適当でないとする。
④について 租税特別措置の実績の把握は困難である。 「本特例措置により導入された高額医療機器数等」が、達成目標に対する効果としてより適当な指標であるか、次回以降検討していきたい。



高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

【点検結果】  
①・③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。  
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。  
【厚生労働省の補足説明】  
本措置は、四病院団体協議会が行ったアンケートで118病院のうち、39病院において適用実績があったこと、また、46病院で今後対象機器を購入した場合に特別償却制度を利用したいとの回答があったことから、医学医術の進歩に応じた、多種多様な高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進し、地域において良質かつ適切な医療が提供されることに資するものである。  
【点検結果】  
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。  
【厚生労働省の補足説明】  
⑤と⑦の補足説明のとおり。  
【点検結果】  
① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。  
【厚生労働省の補足説明】  
⑤と⑧の補足説明のとおり。  
【点検結果】  
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、④、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、中でも点検項目④将来の適用数等、⑥将来の減収額及び⑧将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

【平成25年度】		減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	18,293	5,722	104,672,546	89.8%	93,995,946	74.5%	3,064,701	25.5%	781,499
	診療所	1,964	38,544	75,700,416	38.5%	29,144,660				
	歯科	1,547	11,914	18,430,958	41.1%	7,575,124				
個人	病院	4,965	320	1,588,800	89.8%	1,426,742	25.5%	1,048,992	15.9%	166,790
	診療所	1,165	45,006	52,431,990	38.5%	20,186,316			8.7%	91,262
	歯科	1,003	56,170	56,338,510	41.1%	23,155,128				
合計		28,937	157,676	309,163,220		175,483,916	100.0%			1,039,551

【適用件数の推計】

	適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	967	74.5%	
所得税		25.5%	338

【別表1】平成25年所得

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	15,266	1000~ 2000万円	15.9%
診療所	11,984		
歯科	5,763	500~ 1000万円	8.7%

【平成26年度】		減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	18,722	5,721	107,108,562	89.8%	96,183,489	75.5%	2,357,556	25.5%	601,177
	診療所	1,917	39,455	75,635,235	38.5%	29,119,565				
	歯科	1,775	12,393	21,997,575	41.1%	9,041,003				
個人	病院	5,714	289	1,651,346	89.8%	1,482,909	24.5%	765,035	16.2%	123,936
	診療所	1,153	43,863	50,574,039	38.5%	19,471,005			8.8%	67,323
	歯科	990	55,588	55,032,120	41.1%	22,618,201				
合計		30,271	157,309	311,998,877		177,916,172	100.0%			792,436

【適用件数の推計】

	適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	842	75.5%	
所得税		24.5%	273

【別表2】平成26年所得

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	14,358	1000~ 2000万円	16.2%
診療所	11,922		
歯科	5,966	500~ 1000万円	8.8%

【平成27年度】		減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	18,508	5,721	105,884,268	89.8%	95,084,073	75.3%	2,711,129	23.9%	647,960
	診療所	1,941	39,455	76,582,155	38.5%	29,484,130				
	歯科	1,661	12,393	20,584,773	41.1%	8,460,342				
個人	病院	5,340	289	1,543,260	89.8%	1,385,847	24.7%	907,014	16.1%	146,029
	診療所	1,159	43,863	50,837,217	38.5%	19,572,329			8.8%	79,817
	歯科	997	55,588	55,421,236	41.1%	22,778,128				
合計		29,606	157,309	310,852,909		176,764,849	100.0%			873,806

\*施設数は、平成26年10月1日現在のものを使用  
\*減価償却費、特別償却額は、平成25年度と平成26年度の平均値を使用

【適用件数の推計】適用件数は平成25、26年度の平均値

	適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	915	75.3%	
所得税		24.7%	300

【別表3】平成25、26年所得の平均値

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	14,812	1000~ 2000万円	16.1%
診療所	11,953		
歯科	5,865	500~ 1000万円	8.8%

【出典】  
・第20回医療経済実態調査結果（減価償却費（医療機器）、課税前所得）  
・医療施設調査結果（施設数）  
・医療機関等の設備投資に関する調査結果（500万円以上の医療機器割合）  
・租税特別措置法の適用実態調査結果（特別償却額、適用件数）  
・申告所得税課税調査結果（区分（所得階級）、所得税負担率）

平成24年度

薬事工業生産動態統計年報  
第20・21表編集 医療機器分類別生産・輸入・出荷・在庫数量及び金額

Table with columns: 番号, 分類, 単位, 品目数, 国内出荷 (数量①, 金額②, 卸値③), 市場単価補正係数④, 市場規模①×④. Total market scale: 473,556,036.

平成25年度

薬事工業生産動態統計年報  
第20・21表編集 医療機器分類別生産・輸入・出荷・在庫数量及び金額

Table with columns: 番号, 分類, 単位, 品目数, 国内出荷 (数量①, 金額②, 卸値③), 市場単価補正係数④, 市場規模①×④. Total market scale: 453,415,807.

平成26年度

薬事工業生産動態統計年報  
第20・21表編集 医療機器分類別生産・輸入・出荷・在庫数量及び金額

(単位：千円)

番号	分類	単位	品目数	国内出荷			市場単価 補正係数④ (③×1.84)	市場規模 ①×④
				数量①	金額②	卸値③ (②/①)		
20204992	その他のX線透視撮影装置	個	305	2,276	17,529,562	7,702	14,172	32,255,472
20208020	汎用循環器X線診断装置	個	123	229	16,249,291	70,958	130,563	29,898,927
20210043	乳房用X線診断装置	個	95	1,094	5,555,238	5,078	9,344	10,222,336
020210997	その他の専用X線診断装置	個	5	5	217,880	43,576	80,180	400,900
020212047	胸部集検用X線装置	個	34	169	610,883	3,615	6,652	1,124,188
020212063	胸・腹部集検用X線装置	個	-	-	-	-	-	-
020216	X線骨密度測定装置	個	48	647	2,010,940	3,108	5,719	3,700,193
020404024	パノラマX線撮影装置	個	66	563	1,557,038	2,766	5,089	2,865,107
020604	全身用X線CT装置	個	318	1,656	52,004,640	31,404	57,783	95,688,648
020699	その他の医用X線CT装置	個	47	511	5,949,879	11,644	21,425	10,948,175
020804	エミッションCT装置	個	44	71	2,346,590	33,051	60,814	4,317,794
020899	その他の診断用核医学装置及び関連装置	個	81	232	12,407,154	53,479	98,401	22,829,032
021004997	その他の専用超音波画像診断装置	個	110	109,554	2,233,279	20	37	4,053,498
021204	超電導式磁気共鳴画像診断装置	個	96	471	44,807,199	95,132	175,043	82,445,253
021299	その他の磁気共鳴画像診断装置	個	14	104	5,177,041	49,779	91,593	9,525,672
021699	その他の主要構成ユニット	個	123	1,846	5,556,633	3,010	5,538	10,223,148
040202994	その他のフィルムチェンジャ	個	1	1	2,111	2,111	3,884	3,884
040299990	他に分類されない診断用X線関連装置	個	12	12	45,032	3,753	6,906	82,872
049999	他に分類されない画像診断用X線関連装置及び用具	個	-	-	-	-	-	-
060206998	その他の聴診器及び打診器	個	20	1,969	461,557	234	431	848,639
060402080	長時間心電図記録解析装置	個	28	183	550,497	3,008	5,535	1,012,905
060804046	視野計	個	73	877	2,275,372	2,594	4,773	4,185,921
060810995	その他の撮影装置	個	525	1,497	7,080,280	4,730	8,703	13,028,391
080202042	ディスクリット方式臨床化学自動分析装置	個	811	1,347	11,236,388	8,342	15,349	20,675,103
080208028	蛋白分画電気泳動装置	個	-	-	-	-	-	-
080210025	免疫吸光測定装置	個	15	21	189,429	9,020	16,597	348,537
080210041	免疫比濁測定装置	個	14	61	238,843	3,915	7,204	439,444
080210083	免疫発光測定装置	個	149	933	5,465,784	5,858	10,779	10,056,807
080699	その他の検査用核医学装置	個	4	24	54,116	2,255	4,149	99,576
081099	その他の血清検査装置	個	-	-	-	-	-	-
089902042	自動感受性試験装置	個	-	-	-	-	-	-
089902996	その他の微生物検査装置	個	46	288	1,383,026	4,802	8,836	2,544,768
089999	他に分類されない医用検体検査機器	個	59	338	736,895	2,180	4,011	1,355,718
120802041	電動式手術台	個	270	1,262	3,403,813	2,697	4,962	6,262,044
140402042	多人数用透析液供給装置	個	43	447	1,235,150	2,763	5,084	2,272,548
140412088	血液成分分離装置	個	27	4,076	1,884,331	462	850	3,464,600
140606027	一人用高圧酸素治療装置	個	8	14	1,196,385	85,456	157,239	2,201,346
160402	医用リニアアクセラレータ	個	36	2,768	17,448,627	6,304	11,599	32,106,032
160602025	位置決め用X線装置	個	22	155	991,285	6,395	11,767	1,823,885
160606	放射線治療台	個	14	25	225,992	9,040	16,634	415,850
160699	その他の放射線治療用関連装置	個	20	70	378,567	5,408	9,951	696,570
160802043	紫外線治療器	個	69	217	604,007	2,783	5,121	1,111,257
161004	半導体レーザー治療器	個	1	20	22,007	1,100	2,024	40,480
161006040	ヤグレーザ手術装置及びレーザーコアグレータ	個	238	1,401	2,758,330	1,969	3,623	5,075,823
161499	その他のハイパーサーミア装置	個	6	8	449,992	56,249	103,498	827,984
161604996	その他の体外式衝撃波結石破砕装置	個	34	420	4,420,011	10,524	19,364	8,132,880
<b>439,612,207</b>								

市場価格補正係数の根拠について

	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	
医療用機器卸売事業所数	① 3,961	3,961	3,961	3,918	3,918	3,918	3,918	H24経済センサス(兼商業統計)産業別第1表
卸売事業所数(標本)	② 773	710	710	762	662	602	711	医療機器産業実態調査表27
係数	③ 5.12	5.58	5.58	5.14	5.92	6.51	5.51	①/②
医療機器売上高(標本)	④ 1,207,228	1,128,146	1,128,146	1,159,489	1,048,922	976,435	1,029,111	医療機器産業実態調査表12
医療機器売上高(全体)	⑤ 6,181,007	6,295,055	6,295,055	5,959,773	6,209,618	6,356,592	5,670,402	④×③
医療機器生産高+輸入高	⑥ 3,358,032	3,083,627	3,083,627	2,866,849	2,768,857	2,651,162	2,783,101	薬事工業生産統計年報概要表37・46
価格費(売上高/生産高)	1.84	2.04	2.04	2.08	2.24	2.40	2.04	⑤/⑥

平成29年度税制改正要望資料  
高額医療用機器の特別償却制度関係

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長																																																									
2	対象税目	(国税3)(法人税:義、所得税:外)【延長】																																																									
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の 12%の特別償却が現行認められているが、この制度を対象機器の見直しを行った上で、平成 29 年度以降も2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 12 条の2第 1 項第 1 号、第 45 条の2第 1 項第 1 号、第 68 条の 29 第 1 項第 1 号</p>																																																									
4	担当部局	厚生労働省医政局総務課																																																									
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年8月      分析対象期間:平成 24~27 年度																																																									
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和54年創設以降、償却率・取得価格の下限を見直しながら2年毎に延長。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和54年(創設)</td><td>25%</td><td>800 千円</td></tr> <tr><td>昭和56年</td><td>20%</td><td>1,100 千円</td></tr> <tr><td>昭和58年</td><td>18%</td><td>1,400 千円</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>16%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>昭和62年</td><td>同上</td><td>1,600 千円</td></tr> <tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成3年</td><td>同上</td><td>1,800 千円</td></tr> <tr><td>平成4年</td><td>同上</td><td>2,000 千円</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>同上</td><td>2,200 千円</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>14%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>12%</td><td>2,400 千円</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>14%</td><td>4,000 千円</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成13年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>同上</td><td>5,000 千円</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成21年 ※1</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> </tbody> </table>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和54年(創設)	25%	800 千円	昭和56年	20%	1,100 千円	昭和58年	18%	1,400 千円	昭和60年	16%	同上 千円	昭和62年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成11年	同上	同上 千円	平成13年	同上	同上 千円	平成15年	同上	5,000 千円	平成17年	同上	同上 千円	平成19年	同上	同上 千円	平成21年 ※1	同上	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																									
昭和54年(創設)	25%	800 千円																																																									
昭和56年	20%	1,100 千円																																																									
昭和58年	18%	1,400 千円																																																									
昭和60年	16%	同上 千円																																																									
昭和62年	同上	1,600 千円																																																									
平成元年	15%	同上 千円																																																									
平成3年	同上	1,800 千円																																																									
平成4年	同上	2,000 千円																																																									
平成5年	同上	2,200 千円																																																									
平成6年	14%	同上 千円																																																									
平成7年	12%	2,400 千円																																																									
平成9年	14%	4,000 千円																																																									
平成11年	同上	同上 千円																																																									
平成13年	同上	同上 千円																																																									
平成15年	同上	5,000 千円																																																									
平成17年	同上	同上 千円																																																									
平成19年	同上	同上 千円																																																									
平成21年 ※1	同上	同上 千円																																																									

			<table border="1"> <tr> <td>平成23年 ※2</td> <td>12%</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 ※3</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 ※3</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> </table>	平成23年 ※2	12%	同上 千円	平成 25 年 ※3	同上	同上 千円	平成 27 年 ※3	同上	同上 千円											
平成23年 ※2	12%	同上 千円																					
平成 25 年 ※3	同上	同上 千円																					
平成 27 年 ※3	同上	同上 千円																					
			<p>※1 平成 21 年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のものに限定。</p> <p>※2 平成 23 年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。</p> <p>※3 平成 25 年度及び平成 27 年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。</p>																				
7	適用又は延長期間	平成 29 年4月1日から平成 31 年3月 31 日まで																					
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本制度は医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な機器の新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実を図り、安心で安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。</p> <p>(医療法第1条の3)</p> <p>国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られることにより、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進され、地域において良質かつ適切な医療が提供される。</p>																					
9	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数及び特別償却額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">(法人税)</th> <th colspan="2">(所得税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>987件</td> <td>3,065百万円</td> <td>338件</td> <td>1,049百万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>842件</td> <td>2,358百万円</td> <td>273件</td> <td>765百万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>915件</td> <td>2,711百万円</td> <td>300件</td> <td>907百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計</p>		(法人税)		(所得税)		平成25年度	987件	3,065百万円	338件	1,049百万円	平成26年度	842件	2,358百万円	273件	765百万円	平成27年度	915件	2,711百万円	300件	907百万円
	(法人税)		(所得税)																				
平成25年度	987件	3,065百万円	338件	1,049百万円																			
平成26年度	842件	2,358百万円	273件	765百万円																			
平成27年度	915件	2,711百万円	300件	907百万円																			

		②: 減収額	<p>(法人税) (所得税)</p> <p>平成25年度 781百万円 258百万円</p> <p>平成26年度 601百万円 191百万円</p> <p>平成27年度 648百万円 226百万円</p> <p>*「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計</p>
		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>租税特別措置の実績の把握が困難であるため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額を記載</p> <p>平成24年度 473,556百万円</p> <p>平成25年度 453,416百万円</p> <p>平成26年度 439,612百万円</p> <p>*「薬事高生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」より推計</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国民に良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進する必要があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。</p> <p>また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>達成目標については、「生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。」であるが、事業者の経営基盤の強化を図るためには、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じることが必要であると考える。現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは低調（▲24.4＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成28年1-3月期）となっており、依然として経営状況は厳しいところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 達成すべき水準が定量的に示されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、「ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じることが必要」と説明されているが、業況DIとは、景気が良いと感じている企業の割合から景気が悪いと感じている企業の割合を引いたものを表した景気判断指数であり、本特別措置の効果が測られていない。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額（法人税）について、「(対象施設数) (特別償却対象設備取得額) (特別償却実施額)」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額（平成25年度及び26年度の法人税）について、租税透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回提出）では、平成25年度、26年度とも0件であったが、実際には、共同利用施設の特別措置を使用する予定で共同利用施設を整備したが、赤字であったため、法人税を納付していない組合が25年度1件、26年度4件あった。そのため、関係団体を通じたアンケート調査による実績を計上しているところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租税透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）0件（平成26年度）は、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>中小零細事業者たる生活衛生関係営業者における生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要があるが、事業収益の低迷等により共同利用施設の特例措置を利用する予定で共同利用施設を整備したが、赤字であったため、法人税を納付していない組合があったところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、「法人税を納付していない組合があった」及び②過去の適用数等における「法人税を納付していない組合が25年度1件、26年度4件あった」との説明では、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて明らかにされていない。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。</p>												
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>組合を対象に実施したアンケート調査から、適用見込みを適切に算出したところである。</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>2件</td> <td>260百万円</td> <td>(特別償却設備取得額)</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>2件</td> <td>260百万円</td> <td>(特別償却設備取得額)</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>2件</td> <td>260百万円</td> <td>(特別償却設備取得額)</td> </tr> </table> <p>※ 平成25年度～平成27年度の実績（アンケート調査の結果）を平均し算出。</p>	H28	2件	260百万円	(特別償却設備取得額)	H29	2件	260百万円	(特別償却設備取得額)	H30	2件	260百万円	(特別償却設備取得額)
H28	2件	260百万円	(特別償却設備取得額)									
H29	2件	260百万円	(特別償却設備取得額)									
H30	2件	260百万円	(特別償却設備取得額)									
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>												

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成25年度及び26年度の法人税）について、租税透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回提出）では、平成25年度、26年度とも0件であったが、実際には、共同利用施設の特別措置を使用する予定で共同利用施設を整備したが、赤字であったため、法人税を納付していない組合もある。そのため、関係団体を通じたアンケート調査による実績を計上しているところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、過去の実績がないことが明らかにされたため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>												
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>上述したとおり、組合を対象に実施したアンケート調査から、将来の減収額を適切に算出したところである。</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>2件</td> <td>3.0百万円</td> <td>(減収額)</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>2件</td> <td>3.0百万円</td> <td>(減収額)</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>2件</td> <td>3.0百万円</td> <td>(減収額)</td> </tr> </table>	H28	2件	3.0百万円	(減収額)	H29	2件	3.0百万円	(減収額)	H30	2件	3.0百万円	(減収額)
H28	2件	3.0百万円	(減収額)									
H29	2件	3.0百万円	(減収額)									
H30	2件	3.0百万円	(減収額)									

※ 平成 25 年度～平成 27 年度の実績（アンケート調査の結果）を平均し算出。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の効果について、「共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
② 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る）に対する効果の寄与について、当該効果が定量的に把握されていないため、達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
上述のとおり、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 190 回提出）では、平成 25 年度、26 年度とも 0 件であったが、実際には、共同利用施設の特別措置を使用する予定で共同利用施設を整備したが、赤字であったため、法人税を納付していない組合もある。そのため、関係団体を通じたアンケート調査を実施し実績を把握しているところである。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 なお、「共同利用施設の特別措置を使用する予定で共同利用施設を整備したが、赤字であったため、法人税を納付していない組合もある。そのため、関係団体を通じたアンケート調査を実施し実績を把握」との説明では、「生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与」について、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
上述したとおり、組合を対象に実施したアンケート調査から、将来の減収額を適切に算出したところである。
H28 2件 3.0百万円（減収額） H29 2件 3.0百万円（減収額） H30 2件 3.0百万円（減収額）
※ 平成 25 年度～平成 27 年度の実績（アンケート調査の結果）を平均し算出。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 なお、「組合を対象に実施したアンケート調査から、将来の減収額を適切に算出」との説明では、「生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与」について、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【厚生労働省の補足説明】
生活衛生関係営業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者等の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしており、中小零細事業者対策として事業の持続的発展を図るという視点は重要である。現時点では資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本税制を存続する必要があると考えられる。
【点検結果】
① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【厚生労働省の補足説明】
上述したとおり、組合を対象に実施したアンケート調査から、将来の減収額を適切に算出したところである。
H28 2件 3.0百万円（減収額） H29 2件 3.0百万円（減収額） H30 2件 3.0百万円（減収額）
※ 平成 25 年度～平成 27 年度の実績（アンケート調査の結果）を平均し算出。
【点検結果】
① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、②、③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、中でも点検項目⑧将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

（注）【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税11) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が100万円以上のものに限る。)に係る特別償却制度 《関係条項》 ・租税特別措置法第44条の3、第68条の24 ・租税特別措置法施行令第28条の5、第39条の52
4	担当部局	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成27年度税制改正)
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度～平成30年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。 生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。 本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。 《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること

③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じることが必要である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生関係営業(全産業569万事業所のうち19.7%、全従業者6,179万人のうち11.2%)は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに、労働環境の改善及び福利厚生等の充実等を強力に推進する必要がある。 現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは低調(▲24.4=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成28年1-3月期)で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、小規模や事業体である同営業が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、衛生水準の向上等の同営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。 このため、零細で資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の設備投資(共同利用施設取得)を誘因する必要がある。
	① 適用数等 (対象施設数)(特別償却対象設備取得額)(特別償却実施額) 25年度 1 0.7百万円 0.1百万円 26年度 4 680百万円 40.8百万円 27年度 1 100百万円 6.0百万円 28年度 2 260百万円 15.6百万円(※) 29年度 2 260百万円 15.6百万円(※) 30年度 2 260百万円 15.6百万円(※) (※)平成25年度～27年度の実績(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出 中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要があるが、事業収益の低迷等により、業況判断DIがマイナスに留まる中、相当の費用を要する共同利用施設などの設備投資を近年見合わせざるを得ない状況にある。
9 有効性等	② 減収額 (減収額) 25年度 0.1百万円 26年度 7.8百万円 27年度 1.1百万円 28年度 3.0百万円 29年度 3.0百万円 30年度 3.0百万円(※) ・(一社)全国生活衛生同業組合中央会調べ ・平成25年度～27年度の実績(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出



		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与している。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた事業者の経営基盤の強化(税収の増大)に寄与。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>生活衛生関係営業(全産業569万事業所のうち19.7%、全従業者6,179万人のうち11.2%)は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点からその持続的な発展の確保することは、特に重要である。</p> <p>共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生活衛生関係営業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和55年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生活衛生関係営業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、地域のセーフティネットとしての役割をこれからも果たしていくためにも、引き続き政策税制としての役割を維持していくことに妥当性がある。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—

11	有識者の見解	『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。
		また、平成24年7月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成24年7月19日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	公害防止用設備に係る特例措置の延長
税 目	所得税、法人税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を引き上げる）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>テトラクロエチレン溶剤等に対応したドライクリーニング機の導入については、近年導入割合は以下のとおり順調に伸びており、今後も前年度より促進することを目指していく必要がある。</p> <p>(直近3回の調査時点での導入割合)</p> <p>H22 68.7%</p> <p>H24 73.0%</p> <p>H26 75.2%</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用額が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数が税目ごとに把握されていない。</p> <p>③ 過去の適用数（法人税）について、「(適用台数)平成25年度：14台、平成26年度：9台、平成27年度：8台、(出典)一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の適用数（平成25年度及び26年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>																																			
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合（82.5%）の出荷台数を算出し、黒字企業割合（約30%）を乗じた推計値を算出したところである。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(出荷台数)</th> <th>(適用台数)</th> <th>(設備取得額)</th> <th>(損金売上額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>58台</td> <td>14台</td> <td>75,024万円</td> <td>6,002万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>37台</td> <td>9台</td> <td>48,453万円</td> <td>3,876万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>33台</td> <td>8台</td> <td>42,201万円</td> <td>3,376万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>43台</td> <td>11台</td> <td>54,705万円</td> <td>4,376万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>43台</td> <td>11台</td> <td>54,705万円</td> <td>4,376万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>43台</td> <td>11台</td> <td>54,705万円</td> <td>4,376万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、租特透明化法等による法人税のみでは判断できないこと及び根拠条文中の適用対象については、当公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられるため。</p>		(出荷台数)	(適用台数)	(設備取得額)	(損金売上額)	平成25年度	58台	14台	75,024万円	6,002万円	平成26年度	37台	9台	48,453万円	3,876万円	平成27年度	33台	8台	42,201万円	3,376万円	平成28年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円	平成29年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円	平成30年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円
	(出荷台数)	(適用台数)	(設備取得額)	(損金売上額)																															
平成25年度	58台	14台	75,024万円	6,002万円																															
平成26年度	37台	9台	48,453万円	3,876万円																															
平成27年度	33台	8台	42,201万円	3,376万円																															
平成28年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円																															
平成29年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円																															
平成30年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円																															

<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、「(設備取得額)」及び「(損金売上額)」との説明では、過去の適用額が明らかにされていない。</p> <p>②・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）3件（平成26年度）は、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>上述したとおり、租特透明化法等による法人税のみでは判断できないこと及び根拠条文中の適用対象については、当公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられるため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合（82.5%）の出荷台数の実績（直近3カ年）から推計値を算出しているところ。</p> <p>H28, 29, 30 11台 249万円（減収額）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の適用数が税目ごとに予測されておらず、また、将来の適用額が予測されていないため、これらの点を課題とする。</p> <p>なお、適用額については、平成28年度から30年度まで、いずれも「249万円（減収額）」と説明されているが、これは減収額の説明であり、適用額の説明ではない。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成25年度及び26年度の法人税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>上述したとおり、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合（82.5%）の出荷台数を算出し、黒字企業割合（約30%）を乗じた推計値を算出したところである。</p> <p>H25 14台 342万円（減収額）</p> <p>H26 9台 221万円（減収額）</p> <p>H27 8台 192万円（減収額）</p> <p>また、租特透明化法等による法人税のみでは判断できないこと及び根拠条文中の適用対象については、当公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難である</p>

と考えられるため。
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出」との説明では、過去の減収額について、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## ⑥ 将来の減収額

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 将来の減収額(法人税及び所得税)が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額(平成28年度及び30年度)が予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額(平成29年度)について、「平成29年度(推計)249万円」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。</p>
<p><b>【厚生労働省の補足説明】</b></p> <p>上述したとおり、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数の実績(直近3カ年)から推計値を算出しているところ。</p> <p>H28, 29, 30 11台 249万円(減収額)</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数の実績(直近3カ年)から推計値を算出」との説明では、将来の減収額(平成28年度及び30年度)について、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## ⑦ 過去の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 過去の効果が把握されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p><b>【厚生労働省の補足説明】</b></p> <p>上述したとおり、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出したところである。</p> <p>H25 14台 342万円(減収額)</p> <p>H26 9台 221万円(減収額)</p> <p>H27 8台 192万円(減収額)</p> <p>また、租特透明化法等による法人税のみでは判断できないこと及び根拠条文中の適用対象については、当公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられるため。</p>

## 【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## ⑧ 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 将来の効果について、「租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講ずることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p><b>【厚生労働省の補足説明】</b></p> <p>上述したとおり、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数の実績(直近3カ年)から推計値を算出しているところ。</p> <p>H28, 29, 30 11台 249万円(減収額)</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## ⑨ 過去の税収減是認効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p><b>【厚生労働省の補足説明】</b></p> <p>減収額については、上述したとおり、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出しており、効果については、テトラクロロエチレン溶剤は大気汚染防止法等に規定される指定物質のため、回収装置を内蔵しているクリーニング機の導入割合を引き上げることが必要と考えられる。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## ⑩ 将来の税収減是認効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p><b>【厚生労働省の補足説明】</b></p> <p>上述したとおり、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数の実績(直近3カ年)から推計値を算出したところであり、テトラクロロエチレン溶剤の回収装置を内蔵しているクリーニング機の導入割合を引き上げることが必要と考えられる。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、その中でも点検項目⑦過去の効果が把握されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備に係る特例措置の延長
2	対象税目	(所得税:外・法人税:義)(国税12) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特例措置 《関係条項》 ・租税特別措置法第11条、第43条、第68条の16 ・租税特別措置法施行令第5条の8、第28条、第39条の49 ・租税特別措置法第11条第1項及び第43条第1項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件
4	担当部局	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年 平成9年度税制改正 2年間延長 平成11年度税制改正 2年間延長 平成13年度税制改正 1年間延長 平成14年度税制改正 2年間延長 平成16年度税制改正 2年間延長 平成18年度税制改正 1年間延長 平成19年度税制改正 2年間延長 平成21年度税制改正 2年間延長 平成23年度税制改正 1年間延長 平成24年度税制改正 2年間延長 平成26年度税制改正 2年間延長 平成28年度税制改正 1年間延長
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度～平成30年度)
8	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業において、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む。)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。 《政策目的の根拠》 大気汚染防止法施行令附則第3項、土壌汚染対策法施行令第1条第14号
	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること

	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる。</p> <p>(直近3回の調査時点での導入割合)</p> <p>平成22年度 68.7%</p> <p>平成24年度 73.0%</p> <p>平成26年度 75.2%</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。</p>																																			
9	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(出荷台数)</th> <th>(適用台数)</th> <th>(設備取得額)</th> <th>(損金売上額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>58台</td> <td>14台</td> <td>75,024万円</td> <td>6,002万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>37台</td> <td>9台</td> <td>48,453万円</td> <td>3,876万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>33台</td> <td>8台</td> <td>42,201万円</td> <td>3,376万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>43台</td> <td>11台</td> <td>54,705万円</td> <td>4,376万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>43台</td> <td>11台</td> <td>54,705万円</td> <td>4,376万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>43台</td> <td>11台</td> <td>54,705万円</td> <td>4,376万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度～27年度については、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出。</li> <li>平成28～30年度については、過去3カ年の実績から推計値を算出。</li> </ul> <p>②: 減収額</p> <p>平成25年度 14台 342万円</p> <p>平成26年度 9台 221万円</p> <p>平成27年度 8台 192万円</p> <p>平成28年度 11台 249万円</p> <p>平成29年度 11台 249万円</p> <p>平成30年度 11台 249万円</p> <p>(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出。</li> <li>平成28～30年度については、過去3カ年の実績から推計値を算出。</li> </ul>		(出荷台数)	(適用台数)	(設備取得額)	(損金売上額)	平成25年度	58台	14台	75,024万円	6,002万円	平成26年度	37台	9台	48,453万円	3,876万円	平成27年度	33台	8台	42,201万円	3,376万円	平成28年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円	平成29年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円	平成30年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円
	(出荷台数)	(適用台数)	(設備取得額)	(損金売上額)																																	
平成25年度	58台	14台	75,024万円	6,002万円																																	
平成26年度	37台	9台	48,453万円	3,876万円																																	
平成27年度	33台	8台	42,201万円	3,376万円																																	
平成28年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円																																	
平成29年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円																																	
平成30年度	43台	11台	54,705万円	4,376万円																																	

	③: 効果・税収減は認効果	<p>《効果》</p> <p>クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機の取得)については消極的になりがちであることから、引き続き、本税制措置を講ずることに有効性はある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。</p>
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>類似する他の支援措置は存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設		
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標が設定されておらず、本特例措置によって政策目的が実現されることが明らかにされていないため、水道事業におけるコンセッション制度を活用したPFI事業等、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>人口減少下で、安全、強靱な水道事業の持続性を確保するため、広域化や官民連携による経営基盤の強化が必要であり、官民連携に関しては、水道は政府におけるコンセッション方式を活用したPFI事業の重点分野となっている。</p> <p>その達成目標については、PPP/PFI推進アクションプラン（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）において、水道事業における平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中にコンセッション事業の具体化の目標を6件とされていることから、当面の目標を6件とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、目標達成時期が示されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>「水道事業の統合と施設の再構築に関する調査（官民連携及び広域化等の推進に関する調査）報告書」（平成27年3月厚生労働省健康局水道課）の中で、「PFI法による公共施設等運営権制度が官民連携方策の一つとして検討対象となり得るかどうか」について調査したところ、49水道事業者が「検討対象になる」と回答した。また、「検討対象にならない」、「わからない」と回答した水道事業者からは、「導入例がない」、「先行事業者の動向」、「リスク面での不安」、「制度の理解」等が、その理由として挙げられている。</p> <p>本措置については、産業競争力会議 実行実現点検会合において先行事業者の検討事例として、公共施設等運営権の活用検討について示されている。</p> <p>加えて、現在、厚生科学審議会（水道事業の維持・向上に関する専門委員会）において、官民連携の推進の一環として、水道事業においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得るよう、地方公共団体と民間事業者間のリスク面の取扱いや関係制度間の整合性等の観点から、様々な検討がなされている。本措置内容と相まって、法制的に必要な対応が今後行われることにより、「検討対象になる」と回答した地方公共団体を中心に、コンセッション事業の導入促進が見込まれるものと考えている。</p> <p>将来の課税額については、将来の経常収益と連動するものであり、その算定に当たっては、現在検討を進めている水道事業の基盤強化方策等の影響を踏まえる必要があるが、現時点においては、その影響を具体的に見通すことは困難である。</p> <p>しかしながら、結果として、減収が発生する可能性がゼロとなることも想定されることもあり、このような状況における適用数及び減収見込額等について、想定不能を理由に「－」としている。</p>

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>将来の課税額については、将来の経常収益と連動するものであり、その算定に当たっては、現在検討を進めている水道事業の基盤強化方策等の影響を踏まえる必要があるが、現時点においては、その影響を具体的に見通すことは困難である。</p> <p>しかしながら、結果として、減収が発生する可能性がゼロとなることも想定されることもあり、このような状況における適用数及び減収見込額等について、想定不能を理由に「－」としている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題が解消される結果、公共施設等運営権方式の活用促進が見込まれると説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 将来の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標が設定されておらず、将来の効果が定量的に予測されていないため、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>（今後の見直しについて）</p> <p>「水道事業の統合と施設の再構築に関する調査（官民連携及び広域化等の推進に関する調査）報告書」（平成27年3月厚生労働省健康局水道課）の中で、「PFI法による公共施設等運営権制度が官民連携方策の一つとして検討対象となり得るかどうか」について調査したところ、49水道事業者が「検討対象になる」と回答した。また、「検討対象にならない」、「わからない」と回答した水道事業者からは、「導入例がない」、「先行事業者の動向」、「リスク面での不安」、「制度の理解」等が、その理由として挙げられている。</p> <p>本措置については、産業競争力会議 実行実現点検会合において先行事業者の検討事例として、公共施設等運営権の活用検討について示されている。</p> <p>加えて、現在、厚生科学審議会（水道事業の維持・向上に関する専門委員会）において、官民連携の推進の一環として、水道事業においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得るよう、地方公共団体と民間事業者間のリスク面の取扱いや関係制度間の整合性等の観点から、様々な検討がなされている。本措置内容と相まって、法制的に必要な対応が今後行われることにより、「検討対象になる」と回答した地方公共団体を中心に、コンセッション事業の導入促進が見込まれるものと考えている。</p> <p>また、事後検証の実施については、アンケートの調査内容について検討している。</p>
<p>（本措置の具体的な寄与について）</p> <p>水道事業においては、水道施設の維持・更新を毎期継続的に行う必要があり、コンセッション方式での運営期間中において発生する更新投資の費用をそのまま負担することとした場合には、運営期間に応じ徐々に更新投資に係る費用（償却費）負担が増加することになる。</p> <p>このため、事業期間後半に通増する償却費負担分を事業期間前期において、一定期間準</p>

<p>備金の積み立てができる環境を整備し、運営権者による準備金の損金算入や課税の先送りを可能とする特例措置を設け、契約期間内の費用負担の平準化を図る必要がある。本措置により事業経営の安定性を図り、事業の継続性のリスクが低減することにより、コンセッション事業が現実的な選択肢となり得ることに寄与するものと考えている。</p>
<p><b>【点検結果】</b> ①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b> ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p><b>【厚生労働省の補足説明】</b> 将来の課税額については、将来の経常収益と連動するものであり、その算定に当たっては、現在検討を進めている水道事業の基盤強化方策等の影響を踏まえる必要があるが、現時点においては、その影響を具体的に見通すことは困難である。 しかしながら、結果として、減収が発生する可能性がゼロとなることも想定されることもあり、このような状況における適用数及び減収見込額等について、想定不能を理由に「－」としている。</p>
<p><b>【点検結果】</b> ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、④、⑥、⑧及び⑩に課題があり、その中でも点検項目④将来の適用数等及び⑥将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公共施設等運営権制度(コンセッション制度)を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設
2	対象税目	(法人税(義))(国税18) (法人住民税(義)、事業税(義))(地方税18) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 水道事業及び水道用水供給事業(以下「水道事業等」という。)における公共施設等運営権制度(以下「コンセッション制度」という。)の活用促進を図るため、通増する償却費を事業期間前期に準備金として積み立てる制度を創設するとともに、民間事業者が積み立てる当該準備金について、損金算入や課税の留保の特例措置を創設する。(平成30年度要望)。 《関係条項》 準備金制度創設に向けた水道法の改正を検討中
4	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成28年6月～同年8月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
7	適用又は延長期間	－
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少下で、安全な水を強靱な施設により供給する水道事業等の持続性を確保するため、広域化や官民連携を通じた効率化の推進等による経営基盤の強化が必要とされている。</li> <li>・ 特にコンセッション制度においては、水道事業等の運営に民間の経営原理が導入されることから、厳しい財政状況の下での効果的・効率的な事業運営を可能にする1つの方策として、その導入を促進することが求められている。</li> </ul> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略2016 ―第4次産業革命に向けて― (平成28年6月2日閣議決定)(抄)</p> <p>II 生産性革命を実現する規制・制度改革</p> <p>2-3. 公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)</p> <p>(1) KPIの主な進捗状況</p> <p>《KPI》「10年間(2013年度～2022年度)でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。」 ⇒2013年度～2014年度のPPP/PFIの事業規模は、2.4兆円(2016年3月時点の数値)</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>ii) 成熟対応分野で講ずべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業において、地方公共団体が安心して公共施設等運営権方式を活用できるよう、地方公共団体が公共施設等運営権方式活用時においても水道事業へ関与できる根拠を残す仕組み、運営権者の経営状況や水質等を国が重点的に点検する仕組み、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等について、水道法(昭和32年法律第177号)に規定することを検討する。</li> <li>・水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。</li> <li>・水道事業については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を推進することにより、公共施設等運営権方式の導入を促進する。</li> </ul> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄) 第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (5) 防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化 ④ 都市の活力の向上等 上下水道等については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を行うとともに、コンセッション事業を推進するほか、多様なPPP/PFIの活用を検討する。</p> <p>○PPP/PFI 推進アクションプラン(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定) 4. 集中取組方針 (2) 重点分野と目標 ②水道 平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中に6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること 施策目標 2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○日本再興戦略 2016 —第4次産業革命に向けて— (平成28年6月2日閣議決定)(抄) Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革 (2) 新たに講ずべき具体的施策 ii) 成熟対応分野で講ずべき施策 ・水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。</p> <p>官民連携に関しては、水道は政府におけるコンセッション方式を活用した PFI</p>

			<p>事業の重点分野となっている。その達成目標については、PPP/PFI 推進アクションプラン(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)において、水道事業における平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中にコンセッション事業の具体化の目標を6件とされていることから、当面の目標を6件とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・本措置により、コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合、契約期間が限定され、その契約期間の満了時までには負担する償却費(更新投資に係る費用)が事業期間後期に向けて増えるため、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題が解消される結果、同方式の活用促進が見込まれる。</p>
9	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・税収減は認効果	<p>《効果》 ・コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合、契約期間が限定され、その契約期間の満了時までには負担する償却費(更新投資に係る費用)が事業期間後期に向けて増えるため、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題がある。 (※)水道事業等におけるコンセッション制度を活用した PFI 事業については、他の重点分野の目標に対する達成状況(例:空港は4件実施)と比べて、その導入は進んでいない。(0件) ・特に水道事業等は公益性の高い事業であることを踏まえれば、事業経営の安定化は非常に重要であり、コンセッション制度の活用を促進するため、事業期間後期に向けて増える償却費を事業期間前期において積み立ててできる環境を整備するとともに、税制上当該準備金を損金に算入することや課税の先送りを認めることにより、水道事業等を実施する民間事業者の費用負担の平準化が可能となり、経営の安定化が図られるものとなる。 ・これにより、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題が解消される結果、同方式の活用促進が見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 —</p>
相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ・コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施した場合と同様の課題を背景とする新幹線鉄道大規模改修準備金制度等を踏まえ、事業期間後期に向けて増える償却費を事業期間前期において積み立ててできる環境を整備するとともに、税制上当該準備金を損金に算入することや課税の先送りを認めることは、妥当な措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ・現在、水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業について、事業費の一部を交付する生活基盤施設耐震化等交付金により、事業開始前の地方公共団体の負担の軽減を図っている。 ・また、本特例措置により、事業開始後について、民間事業者の費用負担の平準化が可能となり、経営の安定化が図られるものと考えている。 ・このように、両支援措置が相まって、開始前後の地方公共団体及び民間事業者の負担の軽減が図られることにより、水道事業等におけるコンセッション制度の活用が一層促進されることが見込まれる。</p> <p>③ 地方公共 ・人口増加が前提で水道料金収入増が見込まれていた時代から、人口が減少</p>		



		団体が協力する相当性	<p>に転じ、水道料金収入の減少が多くの地域で現実化している時代へと移り、水道事業の経営の困難さが増している。</p> <p>・こうした状況に対応するために、水道事業等の経営基盤強化に向けて、民間企業の経営ノウハウや人材の活用にも積極的に取り組むことは、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施などする責務を有する地方公共団体に対して、新たな選択肢を提供するものとなる。</p>
11	有識者の見解		<p>水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項(平成28年1月水道事業基盤強化方策検討会)(抄)</p> <p>II 各論</p> <p>2 経営基盤強化について</p> <p>(5)官民連携の推進</p> <p>官民連携には、水道事業の個別の業務を委託する形のほか、第三者委託やPFIの活用など様々な形があり、水道事業者は、経営の弱点や地域の実情に応じて様々な展開を検討するべきである。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

